

# 令和6年度 事業計画

## 社会福祉法人羽島郡福寿会

令和5年度は、3年余りにわたる新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類に変更されましたが、高齢者施設等では、引き続き慎重な感染対策が求められています。また、令和6年年初の能登半島で発生した大地震は、災害対策と発生時の行動を再確認する必要があることを認識させるものでありました。また、昨今の物価の高騰、職員の離職など法人運営を取り巻く環境は厳しいものがあります。

こうしたなか令和6年度の介護報酬改定は、介護職員等の処遇改善、光熱水費の上昇などにより、改定率はあわせて、+2.04%と決定しております。しかしながら、全体として施設運営にかかる経費はそれを上回るものと考えています。

このため今後の介護保険制度の動向を注視しながら、各種加算等の適切な取得と職員研修等の推進により質の高い介護サービスの提供を行い、利用者から信頼を得られるよう努めてまいります。また、経費の節減と働きがいを感じられる職場づくりを推進し、健全で持続可能な法人運営に取り組んでまいります。

次に地域包括支援センター事業につきましては、引き続き在宅高齢者の状況を把握し、住み慣れた地域で安心できる暮らしをしていただけるよう高齢者の方の総合相談窓口や介護予防などの事業を展開してまいります。

### I 基本方針

- (1) 人材の確保と計画事業量の確保（別記Ⅱ）により、安定的な事業運営と健全な経営を図ります。
- (2) 地域包括ケアシステムの一環を担う在宅サービス機能の利用を推進するため、事業のPR強化や提供するサービスの質の確保、質の充実を図ります。
- (3) 職場内研修等の推進により人材育成に努めるとともに、利用者に対する個別ケアやチームケアの充実を図り、サービスの質の向上を目指します。
- (4) 施設と地域との交流、施設機能の地域への開放、介護の日相談事業等により、地域との共生を目指すとともに、社会福祉法人としての公益的機能の強化に努めます。
- (5) 感染症や災害が発生しても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために「災害時事業継続計画」「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」を適宜見直しを行うと共に研修、シュミレーション訓練の実施を行います。

## II 計画事業量

### 1. 社会福祉事業

#### (1) 要介護認定調査事業の受託

区分	笠松町	各務原市	計	摘要
1カ月あたり	8	8	16	他の市町村からも受託あり
年	96	96	192	

#### (2) 指定居宅介護支援事業（要介護者から介護サービス計画作成委託）

区分	笠松園	川島園	計	摘要
1カ月あたり	120	100	220	
年	1,440	1,200	2,640	

#### (3) 指定居宅介護サービス

##### ア 短期入所生活介護

区分	笠松園	川島園	計	摘要
1日あたり	12	13	25	
事業日数	365	365	365	
年	4,380	4,745	9,125	

##### イ 通所介護

区分	笠松園	川島園	計	摘要
1日あたり	29	21	50	
事業日数	308	308	308	
年	8,932	6,468	15,400	

##### ウ 介護予防通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）

区分	笠松園	川島園	計	摘要
1月あたり	9	10	19	
事業月数	12	12	12	
年	108	120	228	

#### (4) 施設介護

区分	笠松園	川島園	計	摘要
1日あたり	77	95	172	
事業日数	365	365	365	
年	28,105	34,675	62,780	

### 2. 公益的な取り組み

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいいきいきサロン（笠松園サロン）運営協力</li> <li>・見守りサービス、見守り隊</li> <li>・授産所体験宿泊事業</li> <li>・介護体験実習、福祉体験学習、職場体験学習、インターンシップの受け入れ</li> <li>・在宅介護教室、相談援助</li> <li>・地域の介護保険制度の啓発活動</li> <li>・その他、新たな取り組み</li> </ul>
---

### 3. 公益事業

#### 地域包括支援センター事業の受託

各 務 原 市	
・ 介護予防	介護予防事業のマネジメント
・ 総合相談	介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談支援、予防教室、介護者教室等の開催
・ 権利擁護	被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
・ ケアマネジャー支援	支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援

### III 処遇等の方針

- (1) 要支援や要介護状態のお年寄りが、リバーサイド笠松園・川島園での施設介護サービスや併設又は単独の各事業所の提供するサービスの利用を通して、あるいは住み慣れた地域の人々との交流等を通して、生きていく喜びを感じ、自分の意思でできることに生きがいを持ち、興奮に出会える日々の生活となるよう支援してまいります。
- (2) 施設においては、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣にそって自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者の意思を尊重した介護プランを定め、日常生活上の活動に対して必要な援助を行います。
- (3) 居宅サービスの利用者には、一人一人のニーズにあったサービス提供に配慮するとともに、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止のため、その目標を設定し、利用者の心身の状況に応じて適切なサービスを提供します。
- (4) 施設の入居者、居宅サービスの利用者並びに地域の住民の方々が相互に生き生きと交流できるよう多様な機会を設け、常に必要な支援を行うよう努めます。
- (5) 入居者や利用者が、地域や家庭とのつながりを保ちながら、関係行政機関、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の介護保険施設、保健医療サービス事業者各種福祉サービス事業者などとの連携を図る中で、それぞれの方がそれぞれ必要なニーズにあったサービスが得られるよう努めます。

## IV 事業執行体制（職員数）

令和6年4月1日現在（単位：人）

理事会	理事長 1 人 理事 6 人	監事	監事 2 人	評議員会	評議員 9 人
-----	-------------------	----	--------	------	---------

分 掌		職員の職種	職員数		備 考
			令和6年度	前年度	
法人事務局		事務局長	兼務	兼務	
		事務局事務員	兼務	兼務	
リバー サイド 笠松園	事務部門	施設長 事務員 管理栄養士 地域連携コーディネーター	7 (4)	7 (3)	(4)(3) 園地管理及び宿直員
	老人ホーム部門 短期入所部門	生活相談員 看護職員 介護支援専門員 機能訓練指導員 ケアワーカー	6 2	6 1	
	通所介護部門	生活相談員 看護職員 ケアワーカー	1 4	1 2	
	居宅介護支援部門	主任介護支援専門員 介護支援専門員	4	4	
	柳 津 通所介護部門	生活相談員 看護職員 ケアワーカー	0 (0)	9 (4)	ケアワーカー 3 人 看護職員 1 人 調理員 1 人 特養・短期及び通所へ異動 (4) 調理員
	拠点計			8 7 (4)	9 3 (7)
リバー サイド 川島園	事務部門	施設長 事務員 管理栄養士	4 (8)	5 (9)	(8)(9) 園地管理及び宿直員
	老人ホーム部門 短期入所部門	生活相談員 看護職員 介護支援専門員 機能訓練指導員 ケアワーカー 介助員 音楽療法士	6 1 (1)	6 3 (2)	(1)(2) 嘱託員
	通所介護部門	生活相談員 看護職員 ケアワーカー	1 2	1 1	
	居宅介護支援部門	主任介護支援専門員 介護支援専門員	3	3	
	地域包括部門	主任介護支援専門員 保健師 社会福祉士（認知症 地域支援推進員）	3	4	
	拠点計			8 3 (9)	8 6 (11)
合 計			1 7 0 (13)	1 7 9 (18)	

注：職員数は、常勤職員（産休・育休者、再雇用者を含む。）及び非常勤職員（パート職員及び人材派遣職員）の総人数を示す。（ ）は嘱託員等で外数。